

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第42期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社コスモスイニシア
【英訳名】	COSMOS INITIA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 嘉幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号

(注)平成23年7月1日から本店は下記に移転する予定であります。

本店の所在の場所 東京都港区芝五丁目34番6号

【電話番号】	(03)3580-2867
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 中崎 健一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号
【電話番号】	(03)3580-2867
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 中崎 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社コスモスイニシア西日本支社 (大阪府北区中崎西二丁目4番12号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期 第3四半期連結 累計期間	第42期 第3四半期連結 累計期間	第41期 第3四半期連結 会計期間	第42期 第3四半期連結 会計期間	第41期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高(百万円)	138,102	59,118	40,948	21,366	169,995
経常利益又は経常損失() (百万円)	2,258	27	640	1,479	7,581
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失() (百万円)	31,172	391	37,350	1,472	25,701
純資産額(百万円)			19,323	13,277	14,011
総資産額(百万円)			123,333	78,895	105,734
1株当たり純資産額(円)			1,665.49	2,244.69	2,354.25
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	2,823.75	107.10	4,112.64	153.27	2,480.23
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,124.67		670.20	16.42	752.37
自己資本比率(%)			15.67	16.83	13.25
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	34,786	2,466			54,058
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	13,850	195			15,332
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	51,845	20,126			63,235
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)			17,055	8,957	26,423
従業員数(人)			565	411	448

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 上記の金額には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

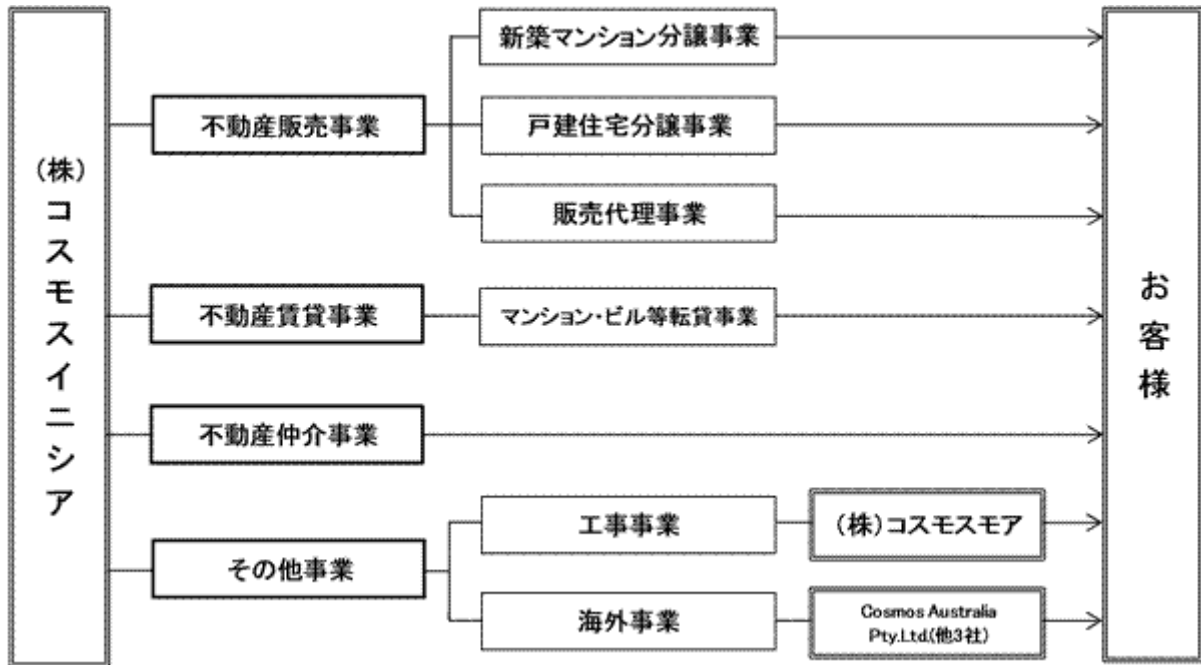
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、第42期第3四半期連結累計期間につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、不動産販売事業におきましては、当第3四半期連結会計期間においてCAM6特定目的会社が清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

（事業系統図）

以上の主な関係会社の事業の内容を図示すると次のとおりであります。



3【関係会社の状況】

C A M 6 特定目的会社は、資産の流動化に関する法律に基づく資産流動化計画に従った特定資産の譲り受け並びにその管理及び処分を目的に設立しましたが、当該資産の売却が完了し、平成22年12月17日に同社は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	411(401)
---------	----------

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	266(149)
---------	----------

(注) 1. 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

2. 上記表の他に社外への出向者2名があります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各セグメント業績に関連付けて記載しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第3四半期連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析は、以下のとおりであります。なお、本項における将来に関する事項は、四半期報告書提出日（平成23年2月10日）現在において当社グループが判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結会計期間の経営成績は、当社グループの主力事業である不動産販売事業におきまして、前年同期比大幅な減収となった一方で、事業利益率の改善、販売費及び一般管理費の削減に努めたことや営業外損益の改善などにより、売上高213億66百万円（前年同期比47.8%減）、営業利益16億66百万円（同38.0%増）、経常利益14億79百万円（同130.9%増）となりました。

また、前年同期における特別利益の計上がなくなったことなどにより、四半期純利益14億72百万円（同96.1%減）を計上いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高591億18百万円（同57.2%減）、営業利益5億64百万円（同94.5%増）、経常利益27百万円、四半期純損失3億91百万円となりました。

< 連結業績（連結会計期間） >

（単位：百万円）

	前第3四半期	当第3四半期	前年同期比	増減率（%）
売上高	40,948	21,366	19,582	47.8
営業利益	1,206	1,666	459	38.0
経常利益	640	1,479	839	130.9
四半期純利益	37,350	1,472	35,878	96.1

各セグメントの業績概況は以下のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間よりセグメント区分を変更しております。このため、前年同四半期実績数値を変更後の区分と配賦方法に遡及修正したうえで、前年同四半期比較を行っております。

不動産販売事業

新築マンション販売におきましては、大規模共同事業物件である『ヴィーガーデン ザ・レジデンス』（東京都）、『イニシア矢部駅前』（神奈川県）など、当四半期中に841戸（前年同期比144戸増）を引き渡しましたが、共同事業物件の増加に伴い当社持分の売上高が減少したことにより、売上高131億78百万円（同39.4%減）を計上いたしました。

戸建住宅販売におきましては、『コスモアベニューひばりヶ丘 MORIKAZE』（東京都）、『コスモアベニュー所沢 春の台公園』（埼玉県）など、宅地分譲を含め37区画（同20区画減）を引き渡し、売上高17億91百万円（同14.6%減）を計上いたしました。

また、土地・建物販売におきましては、開発事業用地の『川崎港町』（神奈川県）を引き渡し、新築マンションの販売代理収入などを合計した結果、不動産販売事業におきましては、売上高159億48百万円（同55.3%減）、営業利益21億30百万円（同6.6%減）を計上いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間におきましては、売上高431億32百万円（同59.4%減）、営業利益20億19百万円（同36.3%増）を計上いたしました。また、新築マンションの売上総利益率（ ）は前年同期比10.5%改善の17.8%、戸建住宅の売上総利益率（ ）は同7.1%改善の19.7%となり、当第3四半期連結会計期間末における新築マンションの未契約完成在庫数は8戸であります。

（売上総利益率の算出に際し、たな卸評価損は含めておりません。）

-

<不動産販売事業の業績（連結会計期間）> （単位：百万円）

	前第3四半期	当第3四半期	前年同期比	増減率（%）
売上高	35,657	15,948	19,709	55.3
営業利益	2,279	2,130	149	6.6

<売上高の内訳（連結会計期間）> （単位：百万円）

	前第3四半期		当第3四半期		前年同期比		
	販売数量	金額	販売数量	金額	販売数量	金額	増減率（%）
新築マンション（戸）	697	21,742	841	13,178	144	8,564	39.4
戸建住宅（区画）	57	2,098	37	1,791	20	306	14.6
土地・建物		11,618		600		11,018	94.8
販売代理・その他		198		378		179	90.6
合計		35,657		15,948		19,709	55.3

また、新築マンション・戸建住宅の販売状況は以下のとおりであります。

平成22年12月31日現在

		引渡計画	契約済			契約進捗率（%）
			第2四半期末	第3四半期	第3四半期末	
通期	新築マンション（戸）	2,308	1,915	238	2,153	93.3
	戸建住宅（区画）	145	115	21	136	93.8

-

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、マンションのサブリース事業を中心に展開し、受託戸数が7,005戸（同356戸増）となり、空室率も低水準で推移したことなどにより、売上高33億39百万円（同1.3%増）、営業利益61百万円を計上いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間におきましては、売上高100億66百万円（同4.6%減）、営業利益1億77百万円（同28.7%増）を計上いたしました。

<不動産賃貸事業の業績（連結会計期間）> （単位：百万円）

	前第3四半期	当第3四半期	前年同期比	増減率（%）
売上高	3,295	3,339	43	1.3
営業利益又は営業損失（ ）	46	61	108	
転貸マンション戸数	6,649	7,005	356	5.4
空室率（%）	4.6	5.0	0.4	

不動産仲介事業

不動産仲介事業におきましては、前年同期と比較して個人・法人仲介取引が減少したことなどにより、売上高1億44百万円（同22.1%減）、営業損失31百万円を計上いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間におきましては、売上高5億52百万円（同14.3%減）、営業利益30百万円を計上いたしました。

<不動産仲介事業の業績（連結会計期間）> （単位：百万円）

	前第3四半期	当第3四半期	前年同期比	増減率（%）
売上高	185	144	41	22.1
営業損失（ ）	4	31	26	

その他事業

その他事業におきましては、オフィス改修工事の受注が減少したことなどにより、売上高20億76百万円（同4.1%減）、営業利益29百万円（同8.9%減）を計上いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間におきましては、売上高61億12百万円（同73.2%減）、営業損失54百万円を計上いたしました。

<その他事業の業績（連結会計期間）>

（単位：百万円）

	前第3四半期	当第3四半期	前年同期比	増減率（%）
売上高	2,165	2,076	89	4.1
営業利益	31	29	2	8.9

（2）資産、負債、純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は788億95百万円となり、前連結会計年度末比268億39百万円減少いたしました。これは、借入金の返済に伴う現金及び預金の減少や、販売が順調に推移したことにより、販売用不動産が減少したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は656億17百万円となり、同261億4百万円減少いたしました。これは主に支払手形、借入金が増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は132億77百万円となりました。なお、自己資本比率は16.8%、1株当たり純資産は2,244円69銭となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前四半期純利益が14億80百万円となった一方で、仕入債務が8億56百万円減少したことや、たな卸資産が39億93百万円増加したことから、19億93百万円の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の減少となりました。

〔前年同四半期連結会計期間は216億83百万円の増加〕

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に投資有価証券の売却による収入が3億円あった一方で、貸付による支出が46百万円となったことから、2億4百万円の資金の増加となりました。

〔前年同四半期連結会計期間は7億4百万円の増加〕

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に事業用地の仕入に伴う資金調達を行ったことから、短期借入金が5億40百万円増加し、また長期借入れによる収入が8億91百万円あった一方で、長期借入金の返済による支出が29億22百万円あったことから、14億92百万円の資金の減少となりました。

〔前年同四半期連結会計期間は178億88百万円の減少〕

その結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、89億57百万円となりました。

〔前年同四半期連結会計期間末は170億55百万円〕

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	505,000,000
第1種優先株式	31,500,000
劣後株式	20,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,705,099	8,888,644	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注) 1, 2, 7
第1種優先株式	31,500,000	31,500,000	非上場・非登録	(注) 3, 4, 5, 7, 8
劣後株式	20,000	20,000	非上場・非登録	(注) 3, 6, 7, 9
計	40,225,099	40,408,644		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの、新株予約権の行使により増加した普通株式数、また劣後株式の転換請求に伴う普通株式の交付により増加した普通株式数は含まれておりません。

2. 権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
3. 第1種優先株式及び劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
4. 第1種優先株式は、株価の変動により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動いたします。修正基準及び修正の頻度は以下のとおりであります。
修正の基準：大阪証券取引所の終値（45取引日目に始まる連続する30取引日平均）の90%
修正の頻度：6ヶ月に1回
5. 第1種優先株式のうち30,500,000株は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化によるものであります。
6. 劣後株式は、株価の変動により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動いたします。修正基準及び修正の頻度は以下のとおりであります。
修正の基準：大阪証券取引所の終値（45取引日目に始まる連続する30取引日平均）の99%
修正の頻度：平成22年5月1日以降の取引日毎
7. 普通株式、第1種優先株式、劣後株式ともに、単元株式数は100株であります。
8. 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 第1種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第1種優先配当金の額

第1種優先配当金の額は、1,000円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、平成22年3月31日に終了する事業年度においては、平成21年10月31日以降当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる金額）とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{第1種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（6ヶ月物）} + 1.50\%$$

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第1種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第1種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 第1種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第1種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 累積条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う第1種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額（以下「第1種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第1種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記9の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき第1種累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

(5) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金および第1種累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、()1,000円、()第1種累積未払配当金および()第1種未払経過利息の合計額を支払う。「第1種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、平成25年6月30日以降平成45年6月30日（同日を含む。）までの間（以下「第1種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく第1種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、()各第1種優先株主による転換請求にかかる第1種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を

下回る場合は0とする。)の第1種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第1種優先株式以外の転換請求にかかる第1種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授権株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：()当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、() ()当該転換請求日の前月の末日(以下「当該前月末日」という。)における発行済株式(自己株式を除く。)の数および()当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B：()当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、() ()当該前月末日における発行済普通株式(自己株式を除く。)の数および()当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、第1種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成21年10月30日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、当初時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月30日以降平成45年6月30日(同日を含む。)までの毎年6月30日および12月31日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)における時価(以下に定義される。)の90%(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、平成25年7月1日以降、修正後取得価額が平成25年6月30日における取得価額の30%に相当する額(但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所(但し、平成22年3月31日までは株式会社ジャスダック証券取引所。なお、株式会社大阪証券取引所の承継人を含み、当社の普通株式が株式会社大阪証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場(複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場)をいう。以下同じ。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。
普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（4）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する普通株式の数} \\ \times \text{1株当たり払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \end{array}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数} \\ - \text{当社が保有する普通株式の数)} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社は第1種優先株主および第1種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

第1種優先株主は、平成25年6月30日以降の毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「第1種償還請求期間」という。)、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)に定める条件および下記(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する第1種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができるものとし、当社は第1種優先株主が償還請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める額(以下「任意償還価額」という。)の金銭を、当該第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における分配可能額または下記(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 取得の条件

第1種優先株主は、本項に基づく第1種優先株主による償還請求がなされた日(以下「償還請求日」という。)の最終事業年度にかかる貸借対照表における純資産の額から、以下の金額の合計額を控除した金額が150億円を上回る場合に限り、償還請求をすることができる。

(a) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額

(b) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2) 任意償還価額の上限金額

第1種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(a) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額

(b) 償還請求日の最終事業年度の末日(同日を含まない。)から第1種償還請求期間の開始日(同日を含まない。)までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

(a) 1,000円

(b) 第1種累積未払配当金

(c) 第1種未払経過利息(但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。)

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を第1種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に上記4.（4）に規定する事由が生じた場合、上記の終値は上記4.（4）に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

7. 金銭を対価とする取得条項

（1）当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記（2）に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

（2）強制償還価額

強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

（a）1,000円

（b）第1種累積未払配当金

（c）第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。）

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

（1）当社は、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

（2）当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

9. 優先順位

第1種優先配当金、第1種優先中間配当金および第1種累積未払配当金の支払順位は、第1種累積未払配当金を第1順位とし、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金を第2順位とする。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

11. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

12. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

13. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9. 劣後株式の内容は、次のとおりであります。

1. 劣後株式配当金

当社は、劣後株式を有する株主（以下「劣後株主」という。）または劣後株式の登録株式質権者（以下「劣後登録株式質権者」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

（1）当社の残余財産を分配するときにおいて、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき下記（3）に定める普通株式分配基準額を支払う。

（2）普通株主または普通登録株式質権者に対して上記（1）に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（上記（1）に従い残余財産の分配をした後の残余財産の総額を、劣後株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する劣後株式の数を除く。）に劣後株式分配比率を乗じて得られる数および普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の合計で除して得られる額をいう。）に下記（3）に定める劣後株式分配比率を乗じて得られる額の金銭を支払う。

(3) 劣後株式分配比率

- (a) 「普通株式分配基準額」は、当初、82円とし、下記(4)の定めに従って調整される。
(b) 「劣後株式分配比率」は、50,000円を上記(a)に定める普通株式分配基準額で除して得られる割合(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(4) 普通株式分配基準額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり普通株式分配基準額を調整する。普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により普通株式分配基準額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の普通株式分配基準額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、普通株式分配基準額を調整する。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「普通株式分配基準額調整式」という。)により普通株式分配基準額を調整する。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後普通株式分配基準額} &= \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式の数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}} \end{aligned}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本(4)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本(4)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当て

の場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による普通株式分配基準額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社は劣後株主および劣後登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の普通株式分配基準額、適用の日およびその他必要な事項を通知しうえ、普通株式分配基準額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。

(c) 普通株式分配基準額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 普通株式分配基準額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後普通株式分配基準額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 普通株式分配基準額の調整に際し計算を行った結果、調整後普通株式分配基準額と調整前普通株式分配基準額との差額が1円未満にとどまるときは、普通株式分配基準額の調整はこれを行わない。

3. 議決権

劣後株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

劣後株主は、平成22年5月1日以降平成42年5月1日（同日を含む。）までの間（以下「劣後転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する劣後株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は劣後株主が取得の請求をした劣後株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該劣後株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく劣後株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、（ ）各劣後株主による転換請求にかかる劣後株式の数に、（ ）剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）の劣後株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる劣後株式以外の転換請求にかかる劣後株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A：（ ）当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、（ ）（ ）当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数、（ ）当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および（ ）当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当社を除く。）が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

B：（ ）当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、（ ）（ ）当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数、（ ）当該前月末日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および（ ）当該前月末日における第1種優先株式（会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主

(当社を除く。)が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、劣後株主が当該転換請求日に転換請求をした劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)および(3)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(1) 劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を、下記(2)および(3)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、平成22年5月1日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の99%(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する額とする。

なお、当初時価算定期間の開始日以降、平成22年5月1日(同日を含む。)までの間に上記2.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

劣後株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価(以下に定義される。)の99%(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り下げる。)に相当する額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)

転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(以下、本(3)において「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日(同日を含む。)までの間に上記2.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、劣後転換請求期間の末日の翌日以降、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下、本項において「一斉転換日」という。)が到来することをもって、劣後転換請求期間中に取得請求のなかった劣後株式の全部または一部を、普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる劣後株式を取得するのと引換えに、かかる劣後株式の数に50,000円を乗じて得られる額を劣後転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間の開始日以降、一斉転換日(同日を含む。)までの間に上記2.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は上記2.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)で除して得られる数の普通株式を劣後株主に対して交付するものとする。劣後株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、第1種優先株式の株主(当社を除く。)が存しない場合、いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、劣後株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる劣後株式1株を取得するのと引換えに、50,000円を劣後株主に対して交付するものとする。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、劣後株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
9. 株主総会において議決権を有しない理由
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
10. 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
取得する普通株式数が、取得する月において上場株式数の10%を超えないように制限をする措置を講じております。
11. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	27個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	2,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 331,720円
新株予約権の行使期間	自平成17年7月26日 至平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 3,317.2円 資本組入額 1株につき 1,658.6円
新株予約権の行使の条件	平成18年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役としての地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権(自己新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「払込価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。)
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合、
- () 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- () 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合、
当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。
- () 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき、
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき、
- () 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

第4回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	21個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	2,100株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 331,720円
新株予約権の行使期間	自平成17年7月26日 至平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 3,317.2円 資本組入額 1株につき 1,658.6円
新株予約権の行使の条件	平成19年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

（ ）時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）、

（ ）株式の分割により普通株式を発行する場合、

（ ）転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。

（ ）当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合、

当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

（ ）株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき、

（ ）その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき、

（ ）払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、

第5回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	16個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	1,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 331,720円
新株予約権の行使期間	自平成17年7月26日 至平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 3,317.2円 資本組入額 1株につき 1,658.6円
新株予約権の行使の条件	平成20年3月期に関する当社定時株主総会の終結時点まで、当社の取締役又は監査役の地位を喪失していないこと。但し、当社取締役会が、地位の喪失にもかかわらず行使を認める旨決定した場合を除く。 各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 各本件新株予約権の目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権(自己新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「払込価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- () 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。)
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合、
- () 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- () 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合、
当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。
- () 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき、
- () その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき、
- () 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、

第6回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	2,297個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	229,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 331,720円
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株につき 3,317.2円 資本組入額 1株につき 1,658.6円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が決定した場合はこの限りでない。各本件新株予約権の一部行使はできないこととする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本件新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 各本件新株予約権の目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個につき、100株とする。また、付与株式数の調整につきましては、次のとおりであります。

新株予約権の発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権(自己新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 各本件新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。また、払込価額の調整につきましては、次のとおりであります。

払込価額は、本件新株予約権の発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「払込価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

() 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。)

() 株式の分割により普通株式を発行する場合。

() 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。

() 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発効日以降の一定の日の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回る場合。

当社は、上記に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

() 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併等のために払込価額の調整を必要とするとき。

() その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。

() 払込価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1種優先株式

	第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

劣後株式

	第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	520	2,880
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	91,696	635,178
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	283.5	226.7
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	520	3,400
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	91,696	726,874
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	283.5	233.9
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	635,178	40,225,099		5,000		29

(注) 劣後株式の転換請求に伴う普通株式の交付による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大量保有報告書等の写しの送付等がなく、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式	31,500,000		(注)1
	劣後株式	19,900		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)				
議決権制限株式(その他)				
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)			(注)1
	普通株式	1,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式	8,036,800	80,368	(注)1,2
	普通株式	32,121		(注)1
単元未満株式	普通株式	100		(注)1
	劣後株式	100		(注)1
発行済株式総数		39,589,921		
総株主の議決権			80,368	

(注)1. 第1種優先株式、劣後株式及び普通株式の内容は、「1(1) 発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,500株(議決権15個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社コスモスイニシア	東京都千代田区内幸 町一丁目3番2号	1,000		1,000	0.00
計		1,000		1,000	0.00

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は、1,101株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	450	452	330	299	284	351	298	231	285
最低(円)	339	295	284	230	202	204	203	196	221

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	総務・人事・仲介事業・ 西日本支社担当	総務人事・西日本支社 担当	桑原 伸一郎	平成22年7月1日
取締役	建築・賃貸事業担当	建築担当	杉谷 景	平成22年7月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,957	26,423
受取手形及び売掛金	1,191	1,729
販売用不動産	4,093	8,777
仕掛販売用不動産	44,626	48,354
その他のたな卸資産	378	261
繰延税金資産	12	22
その他	4,695	3,592
貸倒引当金	9	8
流動資産合計	63,945	89,153
固定資産		
有形固定資産	1 274	1 489
無形固定資産	277	321
投資その他の資産		
長期貸付金	8,762	8,846
繰延税金資産	8	10
その他	5,729	7,071
貸倒引当金	102	159
投資その他の資産合計	14,397	15,769
固定資産合計	14,949	16,581
資産合計	78,895	105,734

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,606	15,651
短期借入金	540	-
1年内返済予定の長期借入金	11,391	15,463
未払法人税等	9	59
賞与引当金	106	194
その他	12,104	7,925
流動負債合計	29,758	39,295
固定負債		
長期借入金	26,859	43,158
事業再生損失引当金	5,917	6,001
その他	3,081	3,266
固定負債合計	35,859	52,427
負債合計	65,617	91,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	6,630	44,874
利益剰余金	3,355	34,204
自己株式	0	0
株主資本合計	14,985	15,670
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	9
為替換算調整勘定	1,708	1,667
評価・換算差額等合計	1,708	1,658
少数株主持分	-	0
純資産合計	13,277	14,011
負債純資産合計	78,895	105,734

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	3 138,102	3 59,118
売上原価	120,432	47,786
売上総利益	17,669	11,331
販売費及び一般管理費	1 17,379	1 10,767
営業利益	289	564
営業外収益		
設備賃貸料	172	56
その他	113	72
営業外収益合計	285	128
営業外費用		
支払利息	2,236	609
その他	598	55
営業外費用合計	2,834	665
経常利益又は経常損失()	2,258	27
特別利益		
投資有価証券売却益	-	16
関係会社株式売却益	7,427	-
債務免除益	37,000	-
その他	389	0
特別利益合計	44,817	16
特別損失		
減損損失	-	4 172
事業再生損失	2 11,899	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	238
その他	541	1
特別損失合計	12,440	411
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	30,117	368
法人税、住民税及び事業税	16	10
法人税等調整額	1,070	12
法人税等合計	1,054	23
四半期純利益又は四半期純損失()	31,172	391

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2 40,948	2 21,366
売上原価	35,024	16,254
売上総利益	5,923	5,111
販売費及び一般管理費	1 4,717	1 3,445
営業利益	1,206	1,666
営業外収益		
設備賃貸料	51	17
その他	51	5
営業外収益合計	102	22
営業外費用		
支払利息	481	173
その他	187	35
営業外費用合計	669	209
経常利益	640	1,479
特別利益		
投資有価証券売却益	-	0
債務免除益	37,000	-
その他	2	-
特別利益合計	37,002	0
特別損失		
固定資産除却損	-	0
減損損失	244	-
その他	42	0
特別損失合計	287	0
税金等調整前四半期純利益	37,355	1,480
法人税、住民税及び事業税	6	3
法人税等調整額	11	4
法人税等合計	4	8
四半期純利益	37,350	1,472

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	30,117	368
減価償却費	452	200
減損損失	-	172
事業再生損失	10,804	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	63	54
賞与引当金の増減額(は減少)	103	87
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	238
事業再生損失引当金の増減額(は減少)	3,640	25
債務免除益	37,000	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	16
投資有価証券評価損益(は益)	276	-
関係会社株式売却損益(は益)	7,427	-
受取利息及び受取配当金	19	15
支払利息	2,236	609
売上債権の増減額(は増加)	2,459	531
たな卸資産の増減額(は増加)	75,783	8,293
仕入債務の増減額(は減少)	38,851	10,044
預り金の増減額(は減少)	-	3,036
その他	1,807	591
小計	36,830	3,060
利息及び配当金の受取額	30	15
利息の支払額	2,192	594
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	118	15
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,786	2,466

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
担保預金の預入による支出	11,693	-
担保預金の払戻による収入	11,693	-
有形固定資産の取得による支出	135	46
有形固定資産の売却による収入	728	-
投資有価証券の売却による収入	-	326
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による収入	13,503	-
貸付けによる支出	0	46
貸付金の回収による収入	9	17
その他	254	56
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,850	195
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	20,715	540
長期借入れによる収入	2,500	891
長期借入金の返済による支出	35,502	21,262
株式の発行による収入	1,991	-
配当金の支払額	0	293
その他	117	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	51,845	20,126
現金及び現金同等物に係る換算差額	22	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,185	17,465
現金及び現金同等物の期首残高	20,241	26,423
現金及び現金同等物の四半期末残高	17,055	8,957

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 CAM6 特定目的会社は当第3四半期連結会計期間において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 5社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益が48百万円及び経常利益が48百万円減少し、税金等調整前四半期純損失が286百万円増加しております。 また、当会計基準等の適用開始により、投資その他の資産の「その他」が286百万円減少しております。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	前第3四半期連結累計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」(前第3四半期連結累計期間244百万円)は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	前第3四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」(前第3四半期連結累計期間244百万円)は、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。 前第3四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「預り金の増減額」(前第3四半期連結累計期間1,514百万円)は、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記しております。 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「有形固定資産の売却による収入」(当第3四半期連結累計期間1百万円)は、重要性が乏しくなったため、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結貸借対照表)	前第3四半期連結会計期間において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期貸付金」(前第3四半期連結会計期間末8,477百万円)は、資産総額の100分の10を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記しております。 前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「建物及び構築物(純額)」(当第3四半期連結会計期間末44百万円)、「土地」(当第3四半期連結会計期間末12百万円)及び「その他(純額)」(当第3四半期連結会計期間末216百万円)は、当第3四半期連結会計期間から四半期連結貸借対照表の一覧性及び明瞭性を高めるため、「有形固定資産」として一括掲記しております。 前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「投資有価証券」(当第3四半期連結会計期間末385百万円)は、重要性が乏しくなったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																				
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,145百万円</p> <p>2. 偶発債務 顧客等の金融機関借入金等について、下記の債務保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">501</td> </tr> <tr> <td>Kingfisher Bay Resort</td> <td style="text-align: right;">517</td> </tr> <tr> <td>Village Pty.Ltd.</td> <td style="text-align: right;">(6百万豪ドル)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">1,019</td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証額(百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	501	Kingfisher Bay Resort	517	Village Pty.Ltd.	(6百万豪ドル)	計	1,019	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,089百万円</p> <p>2. 偶発債務 顧客等の金融機関借入金等について、下記の債務保証を行っております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被保証者</th> <th style="text-align: center;">保証額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顧客住宅ローン連帯保証債務</td> <td style="text-align: right;">3,155</td> </tr> <tr> <td>Kingfisher Bay Resort</td> <td style="text-align: right;">594</td> </tr> <tr> <td>Village Pty.Ltd.</td> <td style="text-align: right;">(7百万豪ドル)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">3,749</td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	保証額(百万円)	顧客住宅ローン連帯保証債務	3,155	Kingfisher Bay Resort	594	Village Pty.Ltd.	(7百万豪ドル)	計	3,749
被保証者	保証額(百万円)																				
顧客住宅ローン連帯保証債務	501																				
Kingfisher Bay Resort	517																				
Village Pty.Ltd.	(6百万豪ドル)																				
計	1,019																				
被保証者	保証額(百万円)																				
顧客住宅ローン連帯保証債務	3,155																				
Kingfisher Bay Resort	594																				
Village Pty.Ltd.	(7百万豪ドル)																				
計	3,749																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																								
<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売促進費</td> <td style="text-align: right;">4,923百万円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">5,211百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">138百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">91百万円</td> </tr> </table> <p>2. 事業再生損失</p> <p>事業再生損失の内訳は以下のとおりであります。</p> <p>事業再生に伴う販売用不動産の簿価切下げ額 平成21年9月28日に全対象債権者により合意された事業再生計画に基づき、より大幅な事業規模のダウンサイジングを実施することとなり、事業の中止、撤退等を含めた抜本的な事業内容の見直しを行ったことによる販売用不動産の簿価切下げ額10,427百万円を計上しております。</p> <p>減損損失</p> <p>平成21年9月28日に全対象債権者により合意された事業再生計画に基づき、売却する方針である固定資産について、平成21年9月に不動産売買契約を締結し、当該固定資産の帳簿価額を契約金額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主な用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">売却予定 資産</td> <td style="text-align: center;">建物、土地、 その他</td> <td style="text-align: center;">東京都 品川区他</td> <td style="text-align: right;">377百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他</p> <p>平成21年9月28日に全対象債権者により合意された事業再生計画に基づき、より大幅な事業規模のダウンサイジングを実施することとなり、早期退職者数が当初事業再生計画よりさらに増加したことによる早期退職費用の増加額等を含めた合計1,094百万円を追加負担額として計上しております。</p> <p>3. 当社グループの主要事業である不動産販売事業においては、顧客への引渡時に売上高を計上しておりますが、引渡時期につきましては、例年、2～3月頃に集中することが多くなるため、第4四半期連結会計期間の売上高が他の四半期連結会計期間と比べ高くなる傾向があります。</p>	販売促進費	4,923百万円	人件費	5,211百万円	賞与引当金繰入額	138百万円	退職給付費用	91百万円	主な用途	種類	場所	減損損失	売却予定 資産	建物、土地、 その他	東京都 品川区他	377百万円	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売促進費</td> <td style="text-align: right;">3,197百万円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">2,919百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> </table> <p>2.</p> <p>3. 同左</p>	販売促進費	3,197百万円	人件費	2,919百万円	賞与引当金繰入額	29百万円	退職給付費用	39百万円
販売促進費	4,923百万円																								
人件費	5,211百万円																								
賞与引当金繰入額	138百万円																								
退職給付費用	91百万円																								
主な用途	種類	場所	減損損失																						
売却予定 資産	建物、土地、 その他	東京都 品川区他	377百万円																						
販売促進費	3,197百万円																								
人件費	2,919百万円																								
賞与引当金繰入額	29百万円																								
退職給付費用	39百万円																								

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)												
4.	<p>4. 減損損失</p> <p>当社及び連結子会社1社は、平成24年3月期に本社を移転する予定であることに伴い、移転後に利用見込みのない固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は移転までの減価償却費相当額として算定しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>有形固定資産</td> <td>当社 (東京都千代田区)</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> <td>有形固定資産</td> <td>連結子会社 (東京都千代田区)</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	主な用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	事業用資産	有形固定資産	当社 (東京都千代田区)	161	事業用資産	有形固定資産	連結子会社 (東京都千代田区)	11
主な用途	種類	場所	減損損失 (百万円)										
事業用資産	有形固定資産	当社 (東京都千代田区)	161										
事業用資産	有形固定資産	連結子会社 (東京都千代田区)	11										

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <p>販売促進費 1,151百万円 人件費 1,399百万円 賞与引当金繰入額 55百万円 退職給付費用 24百万円</p> <p>2. 当社グループの主要事業である不動産販売事業においては、顧客への引渡時に売上高を計上しておりますが、引渡時期につきましては、例年、2～3月頃に集中することが多くなるため、第4四半期連結会計期間の売上高が他の四半期連結会計期間と比べ高くなる傾向があります。</p>	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <p>販売促進費 905百万円 人件費 938百万円 賞与引当金繰入額 24百万円 退職給付費用 11百万円</p> <p>2. 同左</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金勘定 17,105百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 50百万円 現金及び現金同等物計 <u>17,055百万円</u></p>	<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金勘定 8,957百万円 現金及び現金同等物計 <u>8,957百万円</u></p>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	8,705千株
第1種優先株式	31,500千株
劣後株式	20千株
合計	40,225千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	1千株
劣後株式	3千株
合計	4千株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	新株予約権の四半期連結会計期間末残高(百万円)
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	2,700	
	第4回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	2,100	
	第5回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	1,600	
	第6回新株予約権 (ストックオプション)	普通株式	229,700	
	合計			

4. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	第1種優先株式	292	9.30	平成22年3月31日	平成22年6月30日	資本剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	不動産 販売事業 (百万円)	不動産 賃貸事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	35,480	3,225	2,241	40,948		40,948
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		28	326	354	354	
計	35,480	3,254	2,568	41,303	354	40,948
営業利益又は営業損失()	1,320	161	35	1,194	12	1,206

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	不動産 販売事業 (百万円)	不動産 管理事業 (百万円)	不動産 賃貸事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	105,261	9,430	10,309	13,101	138,102		138,102
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		462	117	1,549	2,129	2,129	
計	105,261	9,893	10,427	14,650	140,232	2,129	138,102
営業利益又は営業損失()	422	793	95	107	168	121	289

(注) 1. 事業区分は売上集計区分によっております。

2. 各事業の主な内容

不動産販売事業.....マンション、戸建住宅及び土地・建物の販売

不動産管理事業.....マンション、オフィスビル、厚生施設などの管理運営

不動産賃貸事業.....マンション、オフィスビル、厚生施設などの賃貸及び転貸(サブリース)

その他.....不動産の仲介、工事、海外事業他

3. 不動産管理事業におきましては、第2四半期連結会計期間において、当社が保有する連結子会社であった株式会社コスモライフの全株式を譲渡し、連結の範囲から除外したことに伴い、当第3四半期連結会計期間より事業区分を廃止しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社をはじめとする事業会社によって構成されており、各事業会社は、取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業展開を行っております。

したがって、当社グループは、各事業会社を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「不動産販売事業」、「不動産賃貸事業」、「不動産仲介事業」、「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不動産販売事業」は、新築マンション及び戸建住宅分譲並びに新築マンションの販売代理等を行っております。「不動産賃貸事業」は、マンション及びオフィスビルなどの転賃（サブリース）等を行っております。「不動産仲介事業」は、買い替え等の中古物件需要に対応するマンションの仲介、事業用等の土地・建物の仲介等を行っております。「その他事業」は、子会社におけるオフィス改修工事、マンション販売におけるモデルルームの設営、オーストラリアにおいてホテル・リゾート運営等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 仲介事業	その他事業	
売上高					
外部顧客への売上高	43,132	9,980	552	5,452	59,118
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	86	-	660	746
計	43,132	10,066	552	6,112	59,864
セグメント利益又はセグメント損失（ ）	2,019	177	30	54	2,173

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	不動産 販売事業	不動産 賃貸事業	不動産 仲介事業	その他事業	
売上高					
外部顧客への売上高	15,948	3,313	144	1,960	21,366
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	26	-	115	142
計	15,948	3,339	144	2,076	21,508
セグメント利益又はセグメント損失（ ）	2,130	61	31	29	2,189

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日) (単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	2,173
セグメント間取引消去	9
全社費用(注)	1,600
四半期連結損益計算書の営業利益	564

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日) (単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	2,189
セグメント間取引消去	13
全社費用(注)	536
四半期連結損益計算書の営業利益	1,666

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,244.69円	1株当たり純資産額	2,354.25円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	13,277	14,011
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	32,815	32,793
(うち優先株式等)	(32,330)	(32,500)
(うち優先配当額)	(485)	(292)
(うち少数株主持分)	-	(0)
普通株式に係る純資産額(百万円)	19,537	18,781
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(千株)	8,703	7,977

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 2,823.75円	1株当たり四半期純損失金額() 107.10円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 1,124.67円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	31,172	391
普通株主に帰属しない金額(百万円)	110	485
(うち優先配当額)	(110)	(485)
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(百万円)	31,061	876
期中平均株式数(千株)	11,000	8,182
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	110	-
(うち優先配当額)	(110)	-
普通株式増加数(千株)	16,716	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 4,112.64円	1株当たり四半期純利益金額 153.27円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 670.20円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 16.42円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	37,350	1,472
普通株主に帰属しない金額(百万円)	110	163
(うち優先配当額)	(110)	(163)
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	37,240	1,308
期中平均株式数(千株)	9,055	8,536
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	110	163
(うち優先配当額)	(110)	(163)
普通株式増加数(千株)	46,675	81,129
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社コスモスイニシア
代表取締役社長 高木 嘉幸 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田 純孝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下田 琢磨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コスモスイニシア及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

株式会社コスモスイニシア
代表取締役社長 高木 嘉幸 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂田 純孝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 友裕 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下田 琢磨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コスモスイニシアの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コスモスイニシア及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。